

委 託 仕 様 書

京都市京セラ美術館事業ザ・トライアングル看視運営業務

京都市

1 委託業務名

京都市京セラ美術館ザ・トライアングル看視運営業務

2 委託業務内容

別紙3のとおりの内容で、本市と協議し、調整のうえ実施すること。

3 業務体制

本業務を行うために、受託者は次のとおり必要な人材を揃えること。

(1) 統括責任者

事業推進業務の統括及び配置人員の管理を行い、本市との調整を行うこと。

なお、統括責任者は、看視業務又は運営業務担当者を兼ねることができる。

(2) 看視業務担当者

ザ・トライアングルにおいて、看視業務に従事すること。

(3) 運営業務担当者

ボランティア（※）を募集し、スケジュール調整を行い、シフトを作成すること。

※ ボランティアは、文化市民局文化芸術企画課が所管する文化ボランティア制度を利用して募集するか、独自にボランティアを募集すること。

4 業務の実施場所

執務スペースは、受託者独自で確保すること。ただし、当美術館職員と適宜連携できるよう、配慮すること。

5 業務遂行上の留意点

業務の進捗よくに応じ、本市と協議のうえ下記書類を提出し、本市の承認を受けること。

なお、様式については、本市の指示に従うこと。

(1) 着手時

業務工程表（各業務ごとのスケジュールを記したもの）

(2) 完了時

ア 精算報告書

イ 業務完了報告書

ウ 請求書

6 契約期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

7 委託限度額

令和7年度 1,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

8 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、本市と協議を行い決定すること。

(2) 協議事項

業務を実施するにあたり、内容及び進捗状況については、本市と協議し、その内容にそって履行すること。

9 留意事項

(1) 個人情報等の保護

この業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる情報を本事業の目的以外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害措置

業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、本市の責任に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) その他

業務を行うに当たっては、関連法令を遵守すること。

10 委託料の支払条件

委託料は、業務の履行確認後に支払う。

11 その他

(1) 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を第三者に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(2) その他

この仕様書の定めがない事項であっても、業務遂行上当然必要な事項については、誠意をもって実施すること。また、この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は、速やかに本市と協議しその指示に従うこと。